

# 岐南町ホームページ CMS リニューアル業務委託プロポーザル実施要領

## 1 募集の目的

本業務は、情報発信の基盤であるホームページの機能を強化し、職員の負担を抑えながら利用者の必要とする情報を適切に提供できるように整備することを目的とする。

なお、本要領は、岐南町プロポーザル方式等実施要綱（平成 27 年岐南町告示第 3 号）に基づき作成、公表するものである。

## 2 事業の概要

- |                   |                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業 務 名         | 岐南町ホームページ CMS リニューアル業務委託                                                                |
| (2) 業 務 内 容       | 別紙岐南町ホームページ CMS リニューアル業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照。                                         |
| (3) 業 務 範 囲       | ①岐南町ホームページ<br>②岐南町立東小学校ホームページ<br>③岐南町立西小学校ホームページ<br>④岐南町立北小学校ホームページ<br>⑤岐南町立岐南中学校ホームページ |
| (4) 契 約 期 間       | 契約日から令和 2 年 3 月 31 日まで                                                                  |
| (5) 委 託 業 務 限 度 額 | 2,618,000 円（税込）                                                                         |

## 3 参加資格要件

参加表明者は、次の各号を満たしていること。なお、受託業務開始前及び開始後において資格を失効又は取得できず、町が委託を取り消すこととなった場合は、損害の賠償を請求する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条、及び第 180 条の 5 に該当しない法人であること。
- (4) 岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（昭和 61 年 12 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領（平成 9 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 9 月 30 日決裁）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (7) 情報セキュリティ保持の観点から、ISO27001 を保持する者であること。

(8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。

#### 4 参加表明者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加表明者となることはできない。

- (1) 国税及び地方税を滞納している者
- (2) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条（私的独占又は不当な取引制限）又は第 8 条第 1 号（一定の取引分野における競争を実質的に制限）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団に該当する者
- (4) 法人として反社会的団体又はその団体や構成員の統制の下にあること

#### 5 失格要件

参加表明書等を提出してから受注候補者が特定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (4) 提案額の上限に定める額を超えて、提案を行った場合
- (5) 参加表明書等又は提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 参加表明者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為があった場合

2 前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとする。

#### 6 参加に関する留意事項

- (1) 参加表明者は、参加表明書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提案書類は、提出期間内であっても提出後に補正することはできない。また、その理由如何に関わらず応募書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加に関して必要な費用は、参加表明者の負担とする。
- (5) 参加表明書等及び提案書等（以下「応募書類」という。）の著作権は、参加表明者に帰属する。ただし、採用した応募書類の著作権は、町に帰属する。採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できる。

- (6) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 参加表明後に辞退する場合は、理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、岐南町情報公開条例（平成12年岐南町条例第15号）に基づき、応募書類を公開することがある。

## 7 スケジュール

項目	日程
公告	令和元年8月26日（月）
参加表明書等提出期間	令和元年8月26日（月）～9月13日（金）
参加資格確認通知書発送	令和元年9月20日（金）
質問受付期間	令和元年8月26日（月）～9月13日（金）
質問回答	令和元年9月20日（金）
提案書等提出期間	令和元年9月24日（火）～10月2日（水）
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和元年10月10日（木）～10月17日（木）のうち、いずれか1日
結果通知書送付	令和元年10月24日（木）
業務仕様についての協議	令和元年10月24日（木）～10月31日（木）
契約	業務仕様についての協議後

※期間の表示のあるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うものとする。

## 8 参加表明書等

本プロポーザルへの参加表明者は、下記の通り書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書

ウ 直近3年分の「消費税及び地方消費税」及び「地方税（法人住民税及び法人事業税）」の納税証明書（本社・本店分のみ提出。ただし、支社・支店が参加表明する場合は、支社・支店分を含む。）

※提出日前3か月以内のものに限る。

※3年分提出できない場合は、提出できる範囲内で提出すること。

※納税義務がない場合は、理由を付した書類を提出すること。

エ 登記事項証明書

・履歴事項全部証明書又は全部事項証明書

※提出日前3か月以内のものに限る

オ 定款

(2) 提出期間

令和元年8月26日(月)から令和元年9月13日(金)まで

※提出期間中の土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(令和元年9月13日必着)

(4) 提出先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町総務部総務課

TEL: 058-247-1335

(5) 参加資格の確認及び結果の通知

「(1) 提出書類」により、参加資格要件を満たしているかについて確認し、その結果を「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書(様式第2号)」により、令和元年9月20日(金)までに発送する。

なお、参加資格要件を満たすことができなかった参加表明者に対しては、理由を記載し通知する。

## 9 質問等

本実施要領その他関係資料の内容について質問がある場合は、次のとおり受付し、回答する。なお、軽微な事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書(任意様式)を総務課宛に、FAX又は電子メールにて提出すること。

送信時には、必ず電話で受信の確認を行うものとする。

口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和元年8月26日(月)から令和元年9月13日(金)(必着)

※提出期間中の土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

岐南町総務部総務課

TEL: 058-247-1331

FAX: 058-247-9904

Mail: soumu@town.ginan.lg.jp

(4) 回答方法

FAX又は電子メールにより、全参加表明者へ回答する。

※参加表明書に記載のFAX番号又はE-mailに回答する。

(5) 回答日

令和元年 9 月 20 日（金）まで

## 10 提案書等

参加資格要件を満たすことができた参加表明者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

「15 提案書等一覧」の表に掲げる書類

(2) 提出期間

令和元年 9 月 24 日（火）から令和元年 10 月 2 日（水）

※提出期間中の土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（令和元年 10 月 2 日必着）

(4) 提出先

8（4）に同じ

(5) 提出部数

製本 10 部（正本 1 部・副本 9 部）

- ・ A 4 版で作成・印刷し、本町指定様式を必ず用いること。
- ・ フラットファイルに綴じ込みを行うこと。
- ・ 巻頭に目次を添付すること。
- ・ 各様式における記述用紙及び参考資料の下部余白にページ番号を記すこと。
- ・ フラットファイルにおいて各資料の綴じ込み位置が一覧して識別できるよう、「15. 提出書類一覧」における表中の番号欄の数字をインデックスに記し、各資料の右側に貼付すること。

## 11 審査委員会

本公募型プロポーザルの審査は、岐南町ホームページ CMS リニューアル業務委託プロポーザル審査委員会が行う。

## 12 審査手順

(1) 審査

審査委員会は、参加申込書等及び提案書等について、「(2) 審査基準・採点基準」に示す審査基準に従って評価を行い、採点する。

提案者ヒアリングとして、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）と審査委員会によるヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）を行う。

ア プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番については、町が指定することとし、各提案者の持ち時間は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内 ヒアリング審査：20分以内

イ プレゼンテーションにおける提案方法について

プレゼンテーション時において、追加資料の提出は認めないが、パソコン及びプロジェクター（映写機）等を通して、スクリーンに提案内容の画像等を投影し、プレゼンテーションを行うことができる。また、プレゼンテーションでは、すでに提出した提案書等の提案内容から変更することはできない。

ウ プレゼンテーション時における機器の貸出しについて

スクリーン及びプロジェクターの貸出しは行うが、それ以外の機器（パソコン等）は事業者が持参し、環境設定等は自らが行うこと。

(2) 審査基準・採点基準

審査における評価項目、評価基準、配点、及び採点基準は、別表のとおりとする。審査委員会は、別表の評価基準ごとに採点基準を乗じて採点する。各審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数（総合点）により、各提案者の順位を決定する。当該順位については、審査委員会は町長に報告する。

(3) 評価及び選定結果等の公表

町長は、審査委員会の報告に基づき、受注候補者を特定する。選定結果は全提案者に「公募型プロポーザル方式結果通知書（様式第5号）」にて通知する。選定結果の通知後に、受注候補者の名称、総合点を町ホームページ等で公表する。

(4) その他

最も高い総合点を獲得した者が複数ある場合は、見積金額が最も安価な者を第1位とする。

なお、見積金額についても同額の場合は、その見積金額の範囲内で、見積書を再提出させ、再提出された見積金額が最も安価な者を第1位とする。

### 13 見積書

- ・本業務に係る必要経費についての見積書（任意様式、税込）を提出すること。また、別紙にその内訳をできる限り詳細に記載すること。第3者による客観的な判断が可能な積み上げ方式にすること。なお、本見積書記載金額については「2（5）委託業務限度額」以内の額とし、それを超える提案は無効とする。
- ・上記と同様の方法で令和2年度から5年分の運用・保守及びサービス利用料に係る見積書を提出すること（5年分の総額、内訳を明記）。ただし、この見積書は上限価格として評価対象となるが、価格確定するものではない。

### 14 契約の締結

- (1) 審査の最高得点者を本業務の受注候補者とし、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、次に総合点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。
- (3) 受注候補者に特定された場合においても、契約交渉が不調のとき又は提案内容に虚

- 偽の記載や重大な瑕疵が判明した場合は、他の者を受注候補者とすることができる。
- (4) 受注候補者で、岐南町契約規則（昭和 41 年岐南町規則第 5 号）第 21 条の 2 に規定する入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に未登録の者、又は当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められていない者は、契約締結時までに資格者名簿に登録されること。
- (5) 契約締結については、受注候補者の提案書等を基に協議を行い、必要な範囲内において変更、追加及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

## 15 提案書等一覧

番号	書類名	様式番号	備考
1	提案書表紙	別紙様式	
2	会社概要等	別紙様式	・会社概要 ・経営状況
3	業務実績	別紙様式	※ 1
4	企画提案書	任意様式	・トップページのデザイン案等
5	提案 CMS の機能	任意様式	※ 2
6	業務の実施体制	任意様式	
7	業務行程表	任意様式	
8	見積書	任意様式	※ 3
9	事業者のパンフレット		※ 4

### <注意事項>

- ※ 1 提案内容と同様又は類似の過去 3 年間の業務実績（ウェブサイトに関するコンクール等の受賞実績があれば記載すること。実績がない場合は提出不要）
- ※ 2 提案 CMS の機能については、岐南町の「CMS 機能要件一覧」に可否を記入して添付すること。「CMS 機能要件一覧」に機能を加筆して提出してもかまわない。その場合は、加筆した部分分かるように配慮すること。
- ※ 3 見積書については、「本業務分」及び「5 年分の運用・保守及びサービス利用料分（5 年分の総額及び 1 年ごとの内訳が記載してあること。）」の 2 部を提出するものとする。
- ※ 4 事業者パンフレットの提出は任意とするが、提出する場合は、ホームページの運営実績に関するものが含まれているものとし、20 枚（A 4 両面印刷可・40 ページ相当）以内のものとする。

## 審査基準

評価項目		評価基準	配点
内容点	業務実施体制	ホームページ構築業務実績	5
		統括責任者及び担当者の経歴	5
		経営状況	5
	リニューアル方針	目的のページに容易にたどり着ける工夫がなされているか	3 0
		まちの特色をアピールできる内容になっているか	1 0
		組織複数の導線でアクセスできるように配慮して設計されているか	1 0
	作業行程	作業行程及び作業スケジュールは適当か	5
	CMS 機能要件	他社より優れている点はあるか	4 0
	アクセシビリティへの対応	専門知識がなくてもアクセシビリティへ配慮したページ作成が容易に行えるか	1 0
	モバイルサイトの構築	スマートフォン、携帯サイトなど、職員の手間をかけずにデバイスに応じてホームページが最適化できる仕組みが構築されているか	1 0
	災害発生時の情報発信対応	災害発生時や緊急時でも安定した情報発信ができる仕組みがあるか	5
	セキュリティ	情報セキュリティ対策は適切に講じられているか	5
		問題が起きた場合、迅速に対応できるか	5
	データ移行	データ移行期間中の処理について具体的な提案がなされているか	5
		移行可能ページ数はどれだけか	1 0
	デザイン	ホームページの利便性を考えた、見やすいデザインとなっているか	1 0
	職員研修	研修実施内容は適当か	5
保守・運用	業務への運用支援について適切な保守内容となっているか	5	
価格点	提案価格	当該事業における価格は適正か	1 0
	次年度以降の保守・運用価格	次年度から 5 年間ににおける価格は適正か	1 0

2 0 0

採点基準	配点
創意工夫があり、特に優れた内容である	配点×1. 0
優れた内容である	配点×0. 8
平均的な内容である	配点×0. 6
仕様は満たしているが、内容に乏しい	配点×0. 4
提案ができていない、かなり劣っている	配点×0. 0



